

(別紙)

## 入札参加者の皆様へ

建設工事の「低入札調査基準価格」及び「失格基準価格」については、下記のとおり算出し、端数処理することとしましたので、お知らせします。

### 記

- 1 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、以下の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額）の千円未満を切り上げた額とする。

$$\text{※ } K = A + B + C + D$$

A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

C：現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

D：一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(K, A, B, C, Dのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

- 2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、以下の式で算出される額（I）に100分の110を乗じて得た額の千円未満を切り上げた額とする。

$$\text{※ } I = E + F + G + H$$

E：直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

F：共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

G：現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

H：一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(I, E, F, G, Hのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

- 3 この取扱いは、令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての請負契約から適用する。

参考例(低入札価格調査基準価格)

直接工事費	47,607,762 円	⇒ * 9.7/10 = (A)	46,179,529 円
共通仮設費	9,835,124 円	⇒ * 9.0/10 = (B)	8,851,611 円
現場管理費	18,858,000 円	⇒ * 9.0/10 = (C)	16,972,200 円
一般管理費	13,520,114 円	⇒ * 7.5/10 = (D)	10,140,085 円
	<u>89,821,000 円</u>		<u>82,143,425 円</u>

工事価格	89,821,000 円
消費税相当額	8,982,100 円
設計額 = 予定価格	<u>98,803,100 円</u>

K	設計書からの計算値		82,143,425
⑤	調査基準価格基礎額 算出結果	K*1.10 (端数丸め対象額) (小数以下切り捨て)	90,357,767
⑥	調査基準価格	(⑤を千円未満切上げ)	90,358,000
⑦	調査基準価格の100/110	⑥*100/110 (少数以下切上げ)	82,143,637

※⑦は、⑥により端数処理した後の額に110分の100を乗じて得た額(少数以下切上げ)であることに留意すること。

参考例(失格基準価格)

直接工事費	47,607,762 円	⇒ * 9.0/10 = (E)	42,846,985 円
共通仮設費	9,835,124 円	⇒ * 8.0/10 = (F)	7,868,099 円
現場管理費	18,858,000 円	⇒ * 8.0/10 = (G)	15,086,400 円
一般管理費	13,520,114 円	⇒ * 5.5/10 = (H)	7,436,062 円
	<u>89,821,000 円</u>		<u>73,237,546 円</u>

工事価格	89,821,000 円
消費税相当額	8,982,100 円
設計額 = 予定価格	<u>98,803,100 円</u>

I	設計書からの計算値		73,237,546
⑤	失格基準価格基礎額 算出結果	I*1.10 (端数丸め対象額) (小数以下切り捨て)	80,561,300
⑥	失格基準価格	(⑤を千円未満切上げ)	80,562,000
⑦	失格基準価格の100/110	⑥*100/110 (少数以下切上げ)	73,238,182

※⑦は、⑥により端数処理した後の額に110分の100を乗じて得た額(少数以下切上げ)であることに留意すること。